

質問回答書

取扱番号：第 34 号

工事名：令和6年度マンホールトイレ設置工事第3工区

質疑 番号	図面番号	質 疑	回 答
1	特記仕様書	特記仕様書3頁 11) には「本工事は、4週8休補正の対象工事とする。現場閉所率、労務費等の補正については大阪府の[4週8休工事実施要領（令和6年6月1日改正）]に準ずるものとし、発注方式は発注者指定方式とする。現場閉所状況は月単位の4週8休とする」とありますが、特記仕様書10頁の経費一覧表には「補正あり（4週8休以上）」となっています。経費一覧表の「補正あり（4週8休以上）」は月単位の4週8休補正があるということでしょうか。ご教示ください。	その通りです。
2	第13号代価表	第13号代価表内の「次世代マンホール 鉄蓋 軽荷重用 T-14 内径 600mm」・「Y号マンホール 直壁 600×600mm JSWAS A-11」・「Y号マンホール 躯体 600×600mm JSWAS A-11」・「Y号マンホール 底版 有効高130 JSWAS A-11」はそれぞれ見積でしょうか。見積ではない場合は、出典もしくは引用した既存の単価の名称をご教示ください。	全て見積です。
3	設計書	本工事は4週8休補正の対象工事と特記仕様書3頁に記載がありますが、市場単価は4週8休の補正が無いように見受けられ、特記仕様書と設計書で矛盾があるように思います。本工事は市場単価は全て4週8休の補正を行っているのでしょうか。それとも全て補正無でしょうか。また、文言を消して補正ありと補正無の区別がつかないため、それぞれ補正ありなのか補正無なのかご教示ください。	市場単価については全て補正無です。